

制定 令和3年11月12日 戸福第1126号（区長決裁）

とつかハートプランマスコット「こころん」イラスト取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、戸塚区地域福祉保健計画（愛称：とつかハートプラン）（以下「とつかハートプラン」という。）マスコット「こころん」イラスト（以下「こころん」イラスト」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 「こころん」イラストは、とつかハートプランの推進に資することを目的とした活動に使用する。

（使用できる者）

第3条 「こころん」イラストは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条に定める使用目的を有することを条件に、何人でも自由に使用することができる。

- （1）横浜市並びに戸塚区の信用及び品位を損なうとき又はその恐れのあるとき。
- （2）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はその恐れのあるとき。
- （3）法令又は公序良俗に反するとき又はその恐れのあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき。
- （5）前各号に定めるもののほか、その使用が不相当であると戸塚区長（以下「区長」という。）が認めるとき。

（使用申請）

第4条 「こころん」イラストの使用を希望する際は、事前に区長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1）戸塚区又は横浜市の区局等が、広報又はそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- （2）関係機関及び住民団体等が、とつかハートプランの普及啓発や、その推進に資する活動の広報等を目的に使用する場合
- （3）報道機関がとつかハートプラン及び「こころん」の広報を目的に使用する場合
- （4）個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- （5）その他区長が使用承認申請を必要としないと特に認める場合

2 前項の承認を受けようとする者は、とつかハートプランマスコット「こころん」イラスト使用（変更）申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて戸塚区へ提出する。

- （1）「こころん」イラストの使用内容を示す企画書及び完成見本
- （2）その他区長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 区長は、前条の使用申請があった場合はその内容を審査し、当該利用が第2条に定める使用目的に合致する場合は、必要な条件を付して使用を承認する。

2 区長は、使用承認を行ったときは、とつかハートプランマスコット「こころん」イラスト使用(変更)承認書(様式第2号)(以下「承認書」という。)により申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第6条 「こころん」イラストを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用できる「こころん」イラストは、戸塚区ホームページ内「こころんの部屋」からダウンロードするものに限る。

(2) 「こころん」イラストを使用する場合は原則として『とつかハートプランマスコット「こころん」』のキャプションを表記する。ただし、一連の印刷物に複数回使用する場合は、最初に表示する「こころん」イラストにキャプションを表記することで2つ目以降の表記を省略することができる。

(3) デザインの変形や色の変更を行わない。ただし、縦横比が変わらない場合は縮小及び拡大して使用できる。

2 第4条の規定による使用承認を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び内容のみに使用する。

(2) 使用承認の権利を譲渡・転貸しない。

(使用の変更)

第7条 使用者は、使用内容を追加又は変更する場合は、あらかじめ申請書を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合にはその内容を確認し、適当と認めるときは承認書により使用者へ通知する。

(使用承認の取消)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、「こころん」イラスト使用差止めの請求又は必要な指示等を行う。

(1) 使用者が本要綱に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽があると認められる場合

(3) その他区長が「こころん」イラストの使用内容が不相当と認めた場合

2 区長は、前項の規定により使用承認を取り消すときは、とつかハートプランマスコット「こころん」イラスト使用承認取消書(様式第3号)により使用者に通知する。

3 戸塚区は、使用承認の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第9条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「こころん」イラストを使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第10条 戸塚区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(損害補償等の責任)

第11条 戸塚区は、「こころん」イラストの使用を承認したことに起因する損害補償等について、一切の責任を負わない。

(管理)

第12条 「こころん」イラストの管理については、戸塚区福祉保健課が所管する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、「こころん」イラストの使用に関し必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。